

第6回 南部町総合教育会議

日時：令和8年3月18日(水)
午後4時

場所：南部町役場 3階 大会議室

次 第

1. 開 会

2. 町長あいさつ

3. 議 事

議案第1号 南部町立中学校の統廃合について

議案第2号 南部町立学校の教育職員に関する業務量管理・
健康確保措置実施計画について

4. そ の 他

5. 閉 会

議案第1号

南部町立中学校の統廃合について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条
第1項の規定に基づき、南部町立中学校の統廃合について、別紙のとおり協議する。

令和8年3月18日 提出

南部町教育委員会

1 町総合教育会議での協議に至った経緯

教育委員会では、少子化の急激な進行に伴い中学校の小規模化が進み、教育を取り巻く環境の変化に対応する必要性を強く感じ、町の将来を担う子どもたちの教育環境を整えることを最重要課題と捉え、令和7年6月18日に中学校の再編を考える場として南部町立中学校統廃合検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、町立中学校の統廃合に関する総合的な方策について諮問したところであり、

諮問を受けた検討委員会では、20名の委員にて7回にわたる慎重な協議を重ねた結果、「令和11年度を目標に、現在の中学校3校を名川中学校へ統廃合することが望ましい」との結論をまとめ、令和8年3月18日、教育長に対し答申を行ったところであり、同日開催した第250回教育委員会会議へ答申内容を報告し、承認され、町総合教育会議での協議に至ったものであります。

2 検討委員会からの答申内容

(1) 中学校の統廃合について

学校規模は学力、運動能力及び幸福度など、生徒の多面的な成長に影響を与えるものであり、適正な学校規模の維持が教育の質と生徒の健やかな発達に不可欠であることから、当町の各中学校における生徒数及び学級数の現状と今後の推移を踏まえると、統廃合は避けられないと判断した。

検討委員会へ諮問のあった「中学校の統廃合に関する総合的な方策」について、統廃合のメリット及びデメリットをはじめ、統廃合によって生徒へ与える影響を考察するなど、慎重な協議を重ねた結果「令和11年度を目標に、中学校3校を名川中学校へ統廃合することが望ましい」との結論に至った。

(2) 答申書に附された検討委員会での協議結果及び要望事項等

①通学方法について

バスでの通学を必要とする生徒に対し、現行の路線バスを活用した登下校便ではなく、専用のスクールバス運行による通学とし、通学に要する時間の短縮及び生徒全員の着席による身体的負

担の軽減を図られたい。

なお、部活動等の学校活動に取り組む生徒のため、土日祝祭日の登下校バスの導入も検討されたい。

②新たな学習環境の構築について

電子黒板やAIドリルの導入、生徒一人ひとりに配布しているタブレットの持ち帰りを可能とするなど、これまでにない学習環境の構築と支援策を講じ、生徒の学力の向上を図られたい。

③特別支援教育について

特別な教育支援を必要とする生徒に対しては、引き続きスクールサポーターを配置されたい。

④不登校生徒に対する支援について

校内教育支援センターの設置及び登校支援員を配置し、不登校や不登校傾向にある生徒の支援を展開すること及び統廃合前からその実績を積まれたい。

また、不登校生徒の一部には、学校への登校日及び登校時間を自ら選択している生徒もいる現状を踏まえ、統廃合により学校までの距離が遠くなる生徒に対する登校手段の支援を講じられたい。

⑤生徒の自己指導能力と問題解決能力等の向上

統廃合により生徒数が増えることから、集団生活の中で生徒自らが考え、行動できる自己指導能力及び生徒同士で物事を解決する問題解決能力をより高めていく教育を進められたい。

また、人間関係構築の経験を積む上で必要なコミュニケーション能力及び競い合いや団結力などを育み、よりよい集団づくりに努められたい。

⑥各校の特色と伝統等の継承について

統廃合前の各中学校の特色や伝統等は、統合後も継承していくことが必要であり、その方策を講じられたい。

⑦部活動について

- ・統廃合により生徒が1校に集約されることから、部活動の選択肢を増やすことに努められたい。
- ・部活動の設定については、スポーツ少年団及び地域クラブ等と連携し、学童期から中学校までの包括的な調整を図られたい。
- ・必要に応じ、町営施設を部活動で活用できるよう柔軟な体制を構築し、併せて、当該施設利用時の送迎も検討されたい。

⑧ P T A活動について

- ・統廃合を契機に、P T Aの各種活動について見直しを行い、拡充する事業と廃止する事業等を見極め、P T A活動の充実と保護者及び教職員の負担軽減につながる協議を進められたい。
- ・統廃合によりP T Aの会員数が増え、多様な人材が確保できることから、統廃合前から保護者同士の交流の場を広げ、情報交換等ができる環境づくりを整備されたい。
- ・P T Aの活動を活性化するため、町や地域等との連携が図られるよう、その方策を協議されたい。

⑨その他

- ・統合中学校の開校時及び以降の入学時から円滑な人間関係の構築ができるよう、小学校間及び中学校間の交流を進めるよう配慮されたい。
- ・統合校の制服等の選定にあたっては、児童生徒も参画させ、統合の機運を高められたい。
- ・震災等の災害発生時に混乱が生じないよう、現行の町学校危機管理マニュアルを更新されたい。
- ・保護者も子どもを見る視点を変えたり、「子どもが自立していくために、何をすべきか」など、家庭の中での教育を考える意識の高揚及び学校教育に対する理解を深める方策を検討されたい。

議 案 第 2 号

南部町立学校の教育職員に関する業務量管理・
健康確保措置実施計画について

南部町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
について、別紙のとおり定めるものとする。

令和8年3月18日 提出

南部町教育委員会

南部町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

南部町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	1
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて	3

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

南部町で働く教職員の時間外在校等時間、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を定め、教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を行うもの。

(2) 南部町の現状

- 本町では、学校の教育職員の在校等時間の上限を定める方針として、「南部町立学校における働き方改革プラン」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取り組みの結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月33.8時間	22.4%	0%
中学校	月68.4時間	47.8%	30.5%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が中学校で50%近くと多くなっている。中学校では、部活動の指導等の業務の負担が大きくなっており、部活動の休養日の完全実施、外部指導者の活用等を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき計画を策定するものである。

2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は次のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【12日】

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を6%まで減少させる。【9. 2%】

3. 計画の期間

令和8年度

※南部町立学校における働き方改革プランの期間に合わせてこととし、次回更新時は期間を3年間とする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

(i) 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。また、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間の見回りについては、保護者・地域住民が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

(ii) 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

- ・調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

○ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・令和8年度からICT支援員を配置し、教職員の業務負担を軽減させる。

○校舎の開錠・施錠

- ・令和8年度からICカードで鍵の施錠・開錠ができる電気錠を導入し教職員の鍵管理の効率化を図る。

(iii) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する、スクールサポートスタッフを全校に配置

する。

- ・ I C T等の活用により、授業準備や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、スクールサポーターを全校に配置し教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外の留守番電話機能を令和8年度中に全校に設置する。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図る。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・令和8年度中に、学校における定時退校日を毎週水曜日に設定するよう推進し、長期休業等の期間中に年間4日以上の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し毎年度、本町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している勤怠管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域住民に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。

南部町総合教育会議設置要綱

平成 28 年 3 月 31 日

南部町訓令第 13 号

(設置)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、南部町の教育行政を推進していくため、南部町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整を行う。

- (1) 町の教育、学術及び文化の振興に関する大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- (2) 町の教育を行うための諸条件の整備その他地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置
- (3) 児童、生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがある場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- (4) 前 3 号に規定するもののほか、町長が特に必要があると認めた事項

(組織)

第 3 条 会議は、町長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会議)

第 4 条 会議は、町長が招集し、会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第 5 条 会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つ必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成する。

2 議事録は、すべて要点筆記の方法による。

3 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書により非公開とした部分を除き、南部町公式サイト等に掲示するよう努める。

4 非公開の議事録は、別に作成しなければならない。

(議事録署名)

第8条 議事録には、町長及び教育長が署名しなければならない。

(調整結果の尊重)

第9条 会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 会議の事務局は、総務課とする。また、会議資料の作成に当たって、教育委員会学務課に協力を求めることができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。